

「（仮称）町田市地域包括支援センターの包括的支援事業の基準等に関する条例（案）」

「（仮称）町田市指定介護予防支援事業の基準等に関する条例（案）」

パブリックコメント実施結果

2015年1月

町田市いきいき健康部高齢者福祉課

「（仮称）町田市地域包括支援センターの包括的支援事業の基準等に関する条例（案）」

「（仮称）町田市指定介護予防支援事業の基準等に関する条例（案）」

パブリックコメント（意見公募）の実施概要

現在、国は「地域主権改革」を進めています。地域主権改革とは、国に集中している権限や財源を地方に移譲し、地域のことはできるだけ地域で定めることができるように制度を改革するものです。

この改革の流れを受けた、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により、厚生労働省令で定める「指定介護予防支援」、「地域包括支援センター」の事業の人員及び運営等に関する基準が、町田市の条例に委任されました。これに伴い、これらの基準を本市の条例で定めます。

このたび、これらの条例の制定にあたって、パブリックコメントを実施し、皆様からのご意見を募集しました。実施結果の概要は以下のとおりです。貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

1. 意見の募集期間

2014年11月4日（火）～2014年12月3日（水）

2. 意見の募集方法

- 「広報まちだ11月1日号」に概要を掲載
- 町田市ホームページに条例（案）の概要等資料を掲載
- 高齢者福祉課（市庁舎1階）、介護保険課（市庁舎1階）、市政情報課（市庁舎1階）、広聴課（市庁舎1階）、男女平等推進センター（市民フォーラム3階）、生涯学習センター、各市民センター、木曽山崎コミュニティセンター、玉川学園コミュニティセンター、町田駅前連絡所、鶴川駅前連絡所、南町田駅前連絡所、各市立図書館（木曽山崎図書館を除く）、町田市民文学館、各高齢者支援センターでの資料閲覧及び配布

3. 寄せられたご意見

6名の方から6件のご意見をいただきました。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約して掲載しています。

ご意見の概要と市の考え方は、次のとおりです。

(仮称) 町田市地域包括支援センターの包括的支援事業の基準等に関する条例(案)について

ご意見の概要	市の考え方
<p>第6期介護保険事業計画(素案)の中で示されている「在宅医療・介護連携システムの構築」や「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の検討を進める中で、高齢者支援センター(地域包括支援センター)に必要な機能が求められるはずである。</p> <p>その検討作業により、高齢者支援センター(地域包括支援センター)を中核機関とする地域包括ケアシステムの構造が見えてくるため、それらの過程を経て、条例を定めるべきである。</p>	<p>高齢者支援センター(地域包括支援センター)に関する施策や今回の条例案については、地域包括支援センター運営協議会での議論を経て、検討しております。</p>
<p>町田市では、「高齢者支援センター」と呼称しているが、一般的には、同様のセンターを「地域包括支援センター」と表現している。混乱を避ける意味でも「地域包括支援センター」に統一したほうがよい。</p>	<p>町田市では、2011年度から、より対象者や役割を分かりやすくするために「地域包括支援センター」を「高齢者支援センター」と呼称しております。</p> <p>今後も、地域の皆さまにセンターの役割をより知っていただき、身近な相談窓口となるように、周知活動に努めてまいります。</p>
<p>高齢者支援センター(地域包括支援センター)の設置場所が分かりにくい。</p> <p>また、大規模な介護施設の中で独占的に運営され、公共性が保たれていない状況であるため、市民センター等の公共施設の中に設置のうえ、町田市直属の専門職員を配置し、公正かつ中立な運営を確保するべきである。</p>	<p>設置場所については、公募により選定された運営業務受託者が市内12箇所それぞれの担当地域内に開設しているところです。今後も、地域の皆さまにセンターの場所や役割をより知っていただき、身近な相談窓口となるように、周知活動に努めてまいります。</p> <p>また、高齢者支援センター(地域包括支援センター)には、介護保険法に基づく市の機関として中立性・公平性が求められていることから、地域包括支援センター運営協議会での確認と定期的な事業評価により、皆さまが地域で安心して生活を継続できるよう、これからも高齢者支援センター(地域包括支援センター)の適正な運営に努めてまいります。</p>

ご意見の概要	市の考え方
<p>高齢者支援センター（地域包括支援センター）を取り巻く状況が変化しており、限られた人員で全ての事に対応することは困難である。業務量の整理や職員がやりがいを感じられるバックアップが必要である。</p>	<p>社会状況の変化やそれに伴う介護保険制度の改正が行われる中で、高齢者支援センター（地域包括支援センター）の重要性がますます増していくことは認識をしております。ご意見については、今後、高齢者支援センターの機能充実を図る中で参考とさせていただきます。</p>
<p>高齢者人口の増加によって、今後も高齢者支援センター（地域包括支援センター）の職員の増配置が見込まれるが、市が保険者として、一定の基準による人材育成、人材確保等を行うべきである。</p>	<p>人材育成については、現在策定中の第6期介護保険事業計画において、取り組みの柱の一つである「高齢者支援センターの機能充実」の中の事業として位置づけ、取り組んでいく予定であります。</p>

(仮称) 町田市指定介護予防支援事業の基準等に関する条例(案)について

ご意見の概要	市の考え方
<p>介護事業所の不正請求や個人情報の流失等を考慮し、社会通念上最小限の範囲において適正な運営と業務上の責任の認識の以下の2点を考慮(参酌)して制定すべきである。</p> <p>1. 事業者の不適正な請求の場合に、当該請求の消滅時効は5年であるが、国の基準では各種文書の保存期間は2年と定めている。したがって、必要な文書が残っていないため、返還請求を行えない場合がある。</p> <p>そこで、指定介護予防支援事業者は、利用者に対するサービスの提供記録の保存期間を5年間とすることが必要である。</p> <p>これにより、不適正運営の抑止効果も期待される。</p> <p>2. 利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項である、安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の個人情報管理などが運営規定に定めるべき項目として明記されていない。</p> <p>そこで、運営規程に定めるべき重要事項に関する規定に「事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法」、「苦情への対応方法」、「個人情報の管理の方法」を追加すべきである。</p>	<p>町田市が指定している事業所は、介護予防支援と地域密着型サービスのみで、それ以外の事業所は、東京都が指定を行っています。</p> <p>市内の事業所においては、サービス種別に関わらず、同一基準で運営することが望ましいため、東京都が制定している居宅支援事業や居宅サービス等の指定に関する条例(国基準と同じ)と整合を図る必要があると考えております。</p>